

公益財団法人国際仏教興隆協会

会員規程

第1条（目的）

この規程は、公益財団法人国際仏教興隆協会（以下「当協会」という）の事業を支援する会員に関する必要な事項を定め、その会費納入により当協会の運営機能の充実と事業の向上に資すること目的として運用する。

第2条（会員の種類）

当協会の会員は名称を「護持会員」と規定し、会員種別を次の通りとする。

- （1）個人会員 当協会の事業に賛同し支援する個人
- （2）法人会員 当協会の事業に賛同し支援する法人
- （3）維持会員 当協会の維持に協力し支援する個人および法人

第3条（入会）

会員になろうとする者は、入会申込の意思を明示し、会費の納入によりその手続きを完了とする。

第4条（会費）

会員の会費は年次毎に次の通りとする

- （1）個人会員は、1口年額 5千円（1口以上）
- （2）法人会員は、1口年額 1万円（1口以上）
- （3）維持会員は、1口年額 10万円（1口以上）

2. 全ての会費は納入された当該年度分会費に充当するものとする。
3. 会費は入会時に入会当該年度分を納入し、以後毎年度毎の納入を為すものとする。
4. 納入された会費は事由の如何を問わず返還しない。

第5条（会費の変更）

会費の額および会員種別の変更は理事会の議決を経てこれを行う

第6条（会費の使途）

会員より納入された会費は定款第3条の目的推進のために使用する。

第7条（退会）

会員を退会する場合は、その旨を届け出るものとする。

第8条（会員資格の喪失）

会員は以下の事由によって資格を失う

- （1）会員本人による退会の意思表示があったとき
 - （2）死亡または会員である法人が解散したとき
 - （3）理由なくして会費の納入が3年以上行われなかつたとき
 - （4）その他、当法人が会員として不適当と認めたとき
2. 前項(4)への該当は理事長の提議により理事会で決議されるものとする

第9条（規程の改定）

この規程は必要に応じて理事会の決議により改正することができる。

付則

1. この規程は、2013年6月19日より施行する。
2. 旧法人における護持員及び賛助会員は、この規程における護持会員とみなす。
3. 2016年9月26日、第17回理事会に於いて第1条、第3条、第7条条文を改定。